

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

大分川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年5月10日までに検討の場を5回開催した。

第1回検討の場において確認された検討の場の規約をP6-6に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況はP1-6の表1-2-2 検討の場の実施経緯を参照。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成23年2月3日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

[大分県] 平野副知事

- ・ 芹川ダムのかさ上げ案等の検討にあたっては、ダムの管理者、流域住民の意見を十分に聴取して、実現性を判断していただきたい。
- ・ 遊水地、放水路案など優良農地の買収は、大きな影響を受ける地元住民の理解を得るようお願いしたい。膨大な残土が発生する場合は、残土の処理場の確保など実現性について十分に考慮していただきたい。
- ・ 大分川ダム以外の治水対策案の検討については、大分県、大分市が治水対策分及び上水道対策分としてこれまで支出している負担金の取り扱いについても、十分考慮のうえ必要となる事業費を算出していただきたい。
- ・ 治水利水などの緊急性や地元住民の不安の軽減等を十分に考慮して、事業の停滞を最小限にとどめるため、早急な判断をお願いしたい。
- ・ 関係地方公共団体や関係住民からしっかりとこの意見聴取を行っていただいて、最終判断にあたっては、その結果を最大限尊重してほしい。
- ・ 実効性のある意見聴取の機会を確保するために、必要な資料やデータなど十分に示すなどして情報公開を徹底していただきたい。
- ・ 検証作業中、また検証後において、工期の短縮や総事業費の縮減について引き続き検討をお願いしたい。

[大分市] 釘宮市長

- ・ 検証作業で遅れた残事業の工事については、工期の短縮に向けて最大限の努力をしていただくようお願いしたい。
- ・ 大分川ダムの建設はこれまでの洪水被害、内水被害から市民の生命、財産を守る治水

6. 関係者の意見等

対策事業としてはもちろん、安定的な水道水の確保を図るという利水面からも市民生活の安心、安全を確保するために必要である。

- ・地元不安の解消と、これまで永年にわたって築き上げてきた本事業に対する相互の信頼の関係を損なわないためにも、1日も早い判断をお願いする。
- ・判断にあたっては、治水、利水の緊急な必要性はもとより、地域の方の生活再建、地域振興につきましても、検討に当たり最大限尊重していただきたい。

〔由布市〕 清水副市長

- ・遊水地等の案においては、大分川中流域はほとんどが河岸段丘になっており、中流域の沿川で遊水地を造るのは非常に難しい。
- ・掘削して遊水機能を確保するということは、温泉資源や景観面から大きな影響がある。由布院で遊水地を作ったとしても、基準点まで非常に距離が長いため、効果がないのではないか。

○平成23年3月22日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大分県〕 梅崎土木建築部長

- ・地元住民としては、仮にコストが安いとしても、工期が40年も今からかかるということは理解が難しいのではないか。
- ・河口部の河床掘削については、治水効果及び護岸の安全性等の実現性について現実的ではない。
- ・引堤の場合の橋梁等の架け替えについては、197号の舞鶴橋など、非常に交通量の多い所を工事する案の場合、仮橋の設置等、実現性について心配である。本当に現実的な方法を考えて頂きたい。

〔大分市〕 小出企画部長

- ・大分川ダム建設事業については、治水、利水の両面、これまで地元の皆さん方のご努力、ご協力の中で進めてきた事業であるため、早期完成に向けて、大分市としても努力して行きたい。
- ・今回の対策案は、市民感情からすれば、少しかけ離れており、工期等も含め、少し現実味がない。
- ・大分市においては、内水被害があり、その対策が急務だと考えているが、かさ上げをすることによって、水位が上昇し、内水の排除がしづらくなることが懸念される。

6. 関係者の意見等

- ・今回の東日本大震災のような予想を超えた被害が発生した時に堤防が決壊でもすれば、大きな被害、甚大な被害を及ぼすのではないかと懸念している。そのため、対策案を考えるにあたっては、必ず内水排除対策と連動する形で、考えをとりまとめていただければありがたい。
- ・「輪中堤案」については、田園が広がっている水田の耕作地帯であること、ダム完成を前提とした堤防が既に完成をしている地域であること等から、地元の同意は得られにくいものと考えられる。
- ・新たな事業提案をするというのは、新たな地元対策が必要となり、これまで随分時間をかけた中で現在のダム建設地のご了解を頂いて、地元同意のもとに進んでいる事業であるため、いかがなものか。

〔由布市〕 清水副市長

- ・「芹川ダムのかさ上げ案」、「芹川ダムの有効活用案」については、発電の影響だけではなく、世利川井路の影響についても、検討していただきたい。

○平成23年7月21日に開催した検討の場（第3回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大分県〕 畔津審議監

- ・治水関係は非常にスピードを要すると考えている。早くできることを大きく評価する必要があると考えている。今、出されている評価軸の中にそういう観点を含めて検討していただきたい。
- ・河道の掘削案については、非常に大量の掘削を伴う工事になる。近傍に残土処理場を設置する場合、場所等の問題、運搬等に要する影響等もかなり大きなものになるものと思われるので、そのところをしっかりと評価していただきたい。
- ・遊水地や輪中堤については、社会的影響というものをどこまで判断できるかが鍵になってくる。その効果も含めてしっかりと評価をしていただきたい。
- ・既存のダムの有効活用については、電力に関してはいろいろと争点になっているとおり、自然エネルギーの活用による電力というのが今再認識をされている。そういった観点をしっかりと判断の材料にしていただきたい。
- ・かさ上げや操作ルールの見直し等々、今行っている洪水調節も含め、ダムの管理といったものが非常に複雑になってくる。そういったポイントからすると、単に部分の容量の買い上げ等で終わらせるのではなく、私どもとすれば、ダム丸ごと買ってほしというような感じで考えている。
- ・雨水貯留施設については、今の案で200箇所を活用するというが、これは非常に現実的

6. 関係者の意見等

な案とはいいがたい。

- ・利水と流水の正常な機能の維持については、芹川ダムの活用が案としてあるが、パブコメの意見でもあったように、下流部への影響をしっかりと判断していただきたい。特に自然エネルギーを活用した電力をしっかりと評価していただきたい。
- ・対策案では、芹川ダムの管理が非常に複雑になると懸念している。

[大分市] 仲摩企画部長

- ・東日本大震災を受けて、早急な対応ということが求められているので、コストの面も踏まえて総合的な判断をしていただきたい。
- ・「河道の掘削」と「河道内の樹木伐採」の案を抽出しているが、特に樹木伐採については、大分川の河川敷の一部などは緑のオープンスペースとして市民の利用度も高く、自然環境の面からも、配慮していただきたい。
- ・貯水池、遊水地の件についても、地元地権者の同意、合意を得るまでにかかなりの時間を要するのではないかと考えている。予定地周辺には、市街化地域が迫っているため、実現性については疑問がある。
- ・輪中堤についても、ダム完成を前提とした堤防が当地域では、すでに完成しており、この案はなかなか地元には受け入れられないのではないかと考えている。

○平成24年2月15日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

[大分県] 広瀬知事

- ・総合的な評価において最も有利な案は、大分川ダムであるということについて妥当ではないかと考えている。
- ・大分川ダムを考えていくにあたって、いろんな目的があり、治水面では平成5年に台風13号による大きな被害があり、平成9年、平成16年にも、この大分川流域において被害があった。
- ・利水の面では平成6年の渇水で大口需要者に対する上水等の使用制限といったこともあった。平成23年の5月の渇水でも、やはり大変肝を冷やし、対策も色々とらせていただいたことがあった。
- ・最近、地球温暖化ということも言われ、大洪水あるいは渇水というリスクが非常に大きくなってきており、大分川の治水・利水について非常に対策が必要だということで、これまでも国土交通大臣にお願いをしてきた。
- ・今回、こうやって目的別に評価軸を定めて丁寧な評価をしていただき最終的な結論が大分川ダム案ということで、私も妥当ではないかと考えている。

6. 関係者の意見等

- ・平成22年の9月に国土交通大臣からダムを検証の指示があり、約2年の歳月が流れている。治水上あるいは利水上、色々リスクのある川であり、とにかく早く検証の結果を出していただいて国土交通大臣の方針決定をいただくということが大事だと思っている。
- ・1日も早くダムの完成をお願いしたい。
- ・コストについては色々見直しをした結果、14億円のコスト増になっていると聞いているが、引き続き十分に検証していただいて、できるだけ安く上がる方がありがたいので、あわせてご検討願いたい。

[大分市] 釘宮市長

- ・本日も示された評価は、治水、利水両面について、ダム案が最も効果的である、ということが再度確認され、正直、安堵している。また、妥当な評価であると考えている。
- ・最近では、平成23年の東日本大震災や台風12号により近畿地方での豪雨など、想定を超える多くの自然災害が発生しており、災害の未然防止、さらには拡大防止などの対策に取り組みねばならないと考えている。
- ・特に大分市は、大分川の最下流部に位置しており、何時どのような災害が発生するかもしれないことから、大分川流域において安全性を確保できる治水対策を早急に実施していくことが必要であると考えている。
- ・こうした観点からも、最も効果が発揮できるのが大分川ダムの建設であると考えており、ダムが完成することによって、治水機能が高まることは、市民の生命財産を守ることに繋がるものと思っている。
- ・また一方で、本市は、大分川ダムに利水者としての立場からも参画を致しており、市民生活の安心安全確保のためにも、将来に渡り安定した水道水の供給が必要なことから新たな水資源として、確実な水量の確保を図るためにも、大分川ダムの早期完成に期待を寄せている。
- ・大分川ダム建設については、その構想から既に数十年という長い年月が経過しており、この間、国はもちろん地元自治体などの関係者が、下流域の住民の安心安全確保や地権者の生活再建策等の協議を重ねていく中で、相互の信頼関係を築きあげてきたことで、地元地権者も関係者の努力やその姿勢に理解を示され、苦渋の選択として下流の流域のために本当に耐え難い決断をして頂いたところである。
- ・そういう意味では、今日に至っているのは、このような地元の負担や協力があつたこと、国はしっかりと肝に命じて頂きたいと思う。
- ・現在では、苦渋の選択の中で受け入れて頂いた地権者や地元住民も、ダム完成後の地域作りに向けての取り組みを進めており、心から大分川ダムの早期完成を待ち望んでいる。
- ・本日はこれまで本市が主張してきたことが再確認され、大分川ダム案が最も有利であ

6. 関係者の意見等

るとの評価結果が示され、九州地方整備局におかれては、この評価結果を踏まえ、必要な手続きを速やかに行って頂き、地元の不安解消を図ると共に、地元の期待に応えるためにも、一刻も早くこの検証を終了させるよう、強く要望しておきたい。

- ・なお、大分市としても、今後の大分川ダム建設事業の円滑な推進を期待すると共に、地権者と地域住民の大分川ダムに寄せる期待や、治水利水の両面から市民生活の安心安全を確保するためにも、大分川ダムの早期完成に向けた、促進活動や周辺の地域振興策に積極的に取り組んで参りたい。
- ・九州地方整備局においても、早期完成に向けて最大限の努力を頂きますよう、お願いを申し上げる。
- ・先ほど知事からも話があったが、コスト面については私どもも是非最小のコストで工事がこれから再開され、完成をされるように、これについてもよろしくお願いを申し上げます。

[竹田市] 首藤市長

- ・竹田市においては、稲葉ダムが完成し、また先般玉来ダム事業の継続が決定したところであり、本当にうれしく思っている。
- ・大分川ダムの行く末を非常に心配して見守っていた。
- ・本日この検討の場を含めて、目的別の総合的評価は、大分川ダム案が最も有利であるということをお聞きされて、ほっとしている。
- ・流域の自治体として、1日も早く完成を望んでいるということをお伝えしておきたい。

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約

(名称)

第1条 本会は、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体(国土交通省九州地方整備局)による大分川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条

- 1 検討の場は、別紙-1で構成される。
- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条

- 1 検討の場は、原則として公開する。
- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条

- 1 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。
- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月2日から施行する。

別紙-1

「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体から
なる検討の場」の構成

【構成員】

大分県知事

大分市長

竹田市長

豊後大野市長

由布市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

大分川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階（2回）でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要（1回目）

(1) 意見募集対象

検討の場（第2回）において立案した複数の対策案（以下の①、②）について、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等など、様々な観点からのご意見を募集した。

- ①「複数の治水対策案の立案について」
- ②「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

(2) 募集期間

平成23年3月23日～平成23年4月21日

(3) 意見の提出方法

①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

(4) 意見募集結果の概要

意見提出者

個人 2名、団体 1団体（意見 8件）

6.2.2 意見募集の概要（2回目）

(1) 意見募集対象

検討の場（第3回）において抽出した対策案（以下の①、②）について、実現性や具体性、地域社会や環境への影響等など、様々な観点からのご意見を募集した。

また、上記と併せて、平成23年3月23日～4月21日に意見募集した複数の対策案の立案（以下の③）についても再度意見の募集を実施した。

- ①「概略評価による治水対策案の抽出について」
- ②「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」
- ③「複数の治水対策案の立案について」
「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

(2) 募集期間

平成23年8月1日～平成23年8月31日

(3) 意見の提出方法

①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

(4) 意見募集結果の概要

意見提出者

個人 6名、団体 1団体（意見 35件）

6.2.3 パブリックコメントにより寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、大分川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表6-2-1～表6-2-7に示す。

なお、できるだけわかりやすく説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「複数の治水対策案の立案について」】		
①	<p>【治水対策案の検討の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現不可能なものは外し、検討に値するものを5案程度に絞って今後検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・大分川ダムの検証に係る検討においても、これに基づき、予断無く幅広い方策を組み合わせて大分川ダム案以外の15案の治水対策案を立案した上で、概略評価を行い、7案を抽出しました。
②	<p>【芹川ダムを含む案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芹川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料1～5」5ページの「治水対策案の評価軸」との評価「芹川ダムかさ上げ案」「実現性」「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。
③	<p>【その他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の異常気象による被害を最小限にとどめる為、大分川ダムの早期完成を。 ・現在の計画を早急に着手して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の利水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について】		
①	<p>【芦川ダムについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方針を組み合わせて検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案評価軸ごとの評価」及び、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「芦川ダムかさ上げ案」及び「芦川ダム発電容量買上げ案」の実現性「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」]」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。
②	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画を早急に着手して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるところにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

表 6-2-3 寄せられたご意見と検討主体の考え方

NO.3

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「概略評価による治水対策案の抽出について」】		
①	<p>【芹川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> かさ上げにより影響がある発電所の移転、減電補償が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ご指摘の「発電所の移転、減電補償」については、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料－5」14ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」「コスト」「完成までに要する費用」において、芹川ダムの工事期間中の減電補償、芹川第三発電所の移転、減電補償について、一定の仮定に基づき算出した概算額を計上しています。
②	<p>【芹川ダム容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の電力事情から考えたととき減電が生じる様な事業は行わべきでない。 出水期と被るかんがい期間中にかんがい容量が全くなくなることから、周辺地域の農業に対する影響はかなり大きいと推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 芹川ダム容量買い上げ案については、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回) 資料－4」8ページにおいて、概略評価による治水対策案の抽出で示しているとおり、芹川ダム容量買い上げ案はコストの面から抽出しておりません。なお、ご指摘の減電補償については、「同資料－4」8ページにおいて減電補償も含めた概算額を計上しています。
③	<p>【芹川ダム操作ルールの見直し案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作ルールの見直しだけで必要な洪水調節効果を得られるのか疑問がある。 操作ルールの見直しに伴い、下流の河川・構造物に影響が生じることが懸念される。 洪水調節操作に係る職員の負担が重くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 芹川ダム操作ルールの見直し案においては、芹川ダムの操作ルールの見直しにより一定の洪水調節効果を得られることを想定しており、不足分については、河道の対策との組み合わせにより対応することとしています。 現在の芹川ダムの操作ルールの見直しに伴い、同一の流入波形を用い下流への初期放流量について比較した結果、操作ルールを変更することにより、初期放流量は増加することとなります。 その結果、芹川と大分川本川合流地点から下流に設置されている篠原ダムの洪水時の操作へ影響を及ぼすことが考えられます。 そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料－5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」「実現性」「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」において、ダム操作を頻繁に行うことになると記載しています。
④	<p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。 輪中堤内には、(大分川ダムの)水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料－5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」における「持続性」「将来にわたって持続可能といえるか」において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・塵芥処理の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料－5」6ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」「地域社会への影響」「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において、水田等は浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想されることを記載しています。

表 6-2-4 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.4

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑤	<p>【ダム事業の検証の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むずかしい表現をやめ、一般の人の意見を求めやすく、真の多数意見を求める方法を考えるべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えており、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行います。(略)③字職経験を有する者、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・表現につきましては、わかり易くなるように努めて参ります。
⑥	<p>【大分川ダム基本計画における新規発電事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の子供達のために、「大分川ダム事業」に「水力発電」を計画してもらいたい。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業については、大分川ダムの事業目的には含まれていませんが、平常時において下流に放流する流水を利用した管理用小水力発電の導入について検討を実施しています。
⑦	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。 ・とにかく早く着工を望みます。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っております。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりとめたいと考えています。
⑧	<p>【環境について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムについて、濁水時及び降雨時にダム下流の河川にごり水が出ないような対策として、複式ダム方式にしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目において、「従来のダムの代替案検討においては、安全性、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、①に掲げる方策を組み合わせて立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)に示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)イ)水環境に対してどのような影響があるか」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・これに基づき大分川ダムの事業の検証においては、立案した治水対策案について、水質、水環境の観点から評価を行い、大分川ダム案については、濁度(にごり)は、ダム建設前後での変化は小さいことが予測されることから、ご提案頂いた複式ダム方式といった濁水対策施設につきましては計画しておりません。 ・なお、一般的にダム事業では、ダム下流の冷水対策、濁水対策として、選択取水設備を設置することとしており、大分川ダム案については、選択取水設備を設置することとしています。

表 6-2-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.5

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑨	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤママ、アマゴを放流し、ダム湖で釣りができるようなダム湖及び河川の整備を望む。 ・ダム湖内をお借りしワカサギ漁ができるようにお願いします。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。 ・大分川ダム(案)が採用された場合は、運用する際にダム湖及び河川の適正な利用等について、地域の皆様や関係機関と協議を行い、適切に対処して参ります。
【概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について】		
①	<p>【芦川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムをかさ上げすることにより、水圧で崩壊するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦川ダムは、昭和31年に完成したダムであり、現在のダムや堤防その他の主要な構造については河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めた、「河川管理施設等構造令(昭和51年7月制定)」に適合しております。 ・また芦川ダム完成から約50年経過していることから、芦川ダムのかさ上げを行う場合には、河川管理施設等構造令(案)に適合させる上で、現施設を活用したダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると考慮されており、そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」と及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体の見直しはどうか」において、芦川ダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると記載しています。
②	<p>【芦川ダム発電容量買上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の湯水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」との「評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸」との「評価」の「実現性」関係する河川使用者の同意の見直しはどうか」において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨の記載をしております。
③	<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規利水対策案の評価軸」との「評価」環境への影響「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起すおそれがあることを記載しております。

表 6-2-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.6

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
④	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏場の渇水時にダムより下流の水が、酸欠状態になり魚族が死滅するのを防ぐ為、漁協から要請のある時は、ダム湖の水を余分に放流してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されることにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。 ・大分川ダム(案)が採用された場合は、運用する際には地域の皆様や関係機関と協議を行い、適切に対応して参ります。
⑤	<p>【ダム以外の(案)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムが出来ない場合は、現在進行中の河川を元の状態にもどし魚族のほりおりが出来る様な川にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されることにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。 ・大分川ダム(案)以外が採用された場合は、従前の河川状況に近づけるよう努めて参ります。
⑥	<p>【大分川ダムの費否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されることにも、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断をもたずに検討を行っております。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

表 6-2-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.7

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について、】		
①	<p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。 ・輪中堤内には、(大分川ダム)水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。 ・ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「持続性」(将来にわたって持続可能といえるか)において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・塵芥処理の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」の「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「地域社会への影響」(事業地及びその周辺への影響)はどの程度か)において、水田等は常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業者の地域への影響を及ぼすと予想されることを記載しております。
②	<p>【芦川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の濁水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方針策を組み合わせて検討する。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規治水対策案の評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」の「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「実現性」(関係者する河川使用者の同意の見通しはどうか)において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨の記載をしております。
③	<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方針策を組み合わせて検討する。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」の「新規治水対策案の評価軸ごとの評価」(環境への影響)「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか)」において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起すおそれがあることを記載しております。

6.3 意見聴取

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえ「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

大分川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6-3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象 : 「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 現地視察 : 平成 24 年 3 月 9 日（金）
- (3) 意見聴取日 : 平成 24 年 3 月 26 日（月）

※なお、欠席の佐藤誠治委員、東野委員は個別に意見を伺った。

- (4) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表 6-3-1 学識経験を有する者等

氏名	役職等
かわの たみお 川野 田實夫	大分大学 全学教育機構 特任教授
さとう しんいち 佐藤 真一	大分生物談話会 顧問
さとう せいじ 佐藤 誠治	大分大学 副学長
しまだ すすむ 島田 晋	大分工業高等専門学校 名誉教授 特定非営利活動法人 環境保全技術研究所 理事長
とよた かんぞう 豊田 寛三	別府大学 理事・大学学長
なかの あきら 中野 昭	大分工業高等専門学校 名誉教授
ひがしの まこと 東野 誠	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 准教授
まつお かずゆき 松尾 和行	大分合同新聞社 コミュニケーション開発局長兼戦略室長

（敬称略 五十音順）

- (5) 学識経験を有する者等からのご意見

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見については以下に示す。

【川野委員（大分大学全学教育機構特任教授）】

- ・七瀬川は、大分川本川や芹川あるいは松原下釜ダムに比べるとリン濃度は多少少ないが、本州の河川と比べれば富栄養化しやすい河川であり、七瀬川あるいは大分川の水環境というのは一つのキーワードになる。
- ・大分川ダムができた場合の富栄養化の問題についての検討結果をきちんと示して、流域住民に心配しなくてよいことをメッセージとして伝えることは大事である。

【佐藤眞一委員（大分生物談話会顧問）】

- ・工事を行う場合には、自然環境調査結果を活用して工事を進めることが重要である。
- ・現在、大分川ダムの現場において工事用道路の法面浸食などが見受けられるが、地震や洪水が発生した場合に危険な状況になるのではないかと大変心配をしている。早めに対応して頂きたい。

【佐藤誠治委員（大分大学副学長）】

- ・洪水、利水、流水という3つの側面から色々な代替案を検討されており、非常に綿密な検討がされている。
- ・ダムは総合的な機能を持っており、ダムを造る以上はそのダムに総合的な機能を負わせることが費用面等で一番有利という結論であり、全体としては、大分川ダムを造る方向が望ましいと考える。
- ・色々な代替案が検討されている中で、地域の環境や安全性を守っていくためには、一つの代替案に全てを任せてしまうのは危険であり、二つ目の予備手段を用意しておくべきで、今後もダムと並行した都市計画、まちづくり、農村の水田の保全等を含めた多様な方策をとっていけるようリードして頂きたい。
- ・大分市において、河川内の緑の役割は非常に大きく、河川空間の利用や生物多様性を確保するという意味で非常に重要である。

【島田委員（大分工業高等専門学校名誉教授、特定非営利活動法人環境保全技術研究所理事）】

- ・七瀬川については、住民の方も漁協の方も良い川であり続けてほしいというのが一致した意見であり、これまでの検討結果をふまえて七瀬川の独自の水環境、あるいは植生環境、豊かな自然環境を守るような観点からの記述をしてほしい。また、良好な水環境が守られるよう、今後もモニタリングを続けて行くことが重要である。

【豊田委員（別府大学理事・大学学長）】

- ・総対的な評価として、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持という各部門別に、多くの代替案などと比較検討し、さらに目的別の総合評価という行き届いた形で評価が行われており、結論は賛成である。

6. 関係者の意見等

- ・大分川ダムについて、住民その他でも賛成の意見が圧倒的に多い。だから、この案の推進を進めていただきたいが、地滑り等の安全性等について危惧する点があるならば、チェックが必要である。十分調査してほしい。

【中野委員（大分工業高等専門学校名誉教授）】

- ・いままでやったことがないようないろいろな検討を行い、考えられる案を全部配慮した上で、いくつか絞った上での有利、不利というのを判定されたということで、大変結構なことである。
- ・大分川ダムは大分の水不足の強力な切り札になると受け止めている。費用対効果については、治水と流水の正常な機能の維持に関する部分は盛り込まれているが、新規利水に関するメリットがベネフィットとして入っていない。今後、利水のベネフィットも考慮したマニュアルを考えて頂きたい。

【東野委員（大分工業高等専門学校都市・環境工学科准教授）】

- ・ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目に示された検証手順に従って検討された結論については、妥当性から十分理解できる。
- ・計画高水流量について、従来治水で用いられてきた確率年は、近年の地球温暖化による降雨強度の増大について考慮すべきであり、ダム完了後も継続的な検討が必要である。
- ・報告書（素案）では、コスト、時間的な観点から見た実現性と比較すると環境は重要性が低いこととしているが、環境に関する議論の高揚や住民の関心の高さから、今後ますます考えていく必要があり、大分川ダム建設事業を実施するにあたっては、工事中、工事終了後の継続的な環境、生態系に関するモニタリングを実施することが必要である。

【松尾委員（大分合同新聞社戦略室長兼コミュニケーション開発局長）】

- ・輪中のような昔の人の知恵が入った治水対策を検討することは非常に重要である。
- ・厳しい財政状況であることから、事業実施にあたっては、可能な限りコスト縮減を要望する。
- ・東日本大震災を受けて、大地震が襲った場合にダムは大丈夫かという不安を住民はもっており、大分川ダムの震災に対する安全性の確保について十分な配慮をお願いする。

(6) 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者等から頂いた主なご意見とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6-3-2～表 6-3-5 に示す。

6. 関係者の意見等

表6-3-2 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方 (1)

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>大分大学 全学教育機構 特任教授 川野 田實夫氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・七瀬川は、大分川本川や芹川あるいは松原下笠ダムに比べるとリン濃度は多少少ないが、本州の河川と比べれば富栄養化しやすい河川であり、七瀬川あるいは大分川の水環境というのは一つのキーワードになる。 ・大分川ダムができた場合の富栄養化の問題についての検討結果をきちんと示して、流域住民に心配しなくてよいことをメッセージとして伝えることは大事である。
<p>大分生物談話会 顧問 佐藤 眞一氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)7)環境への影響(以下略)」と規定されています。大分川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・評価軸「環境への影響(水環境に対してどのような影響があるか)」の大分川ダム案において、「ダム完成後のダム下流への影響について、シミュレーションによると、水温については温水の放流が生じる時期があると予測されるため、環境保全措置として、選択取水設備を設置する必要がある。なお、水の濁り、富栄養化、溶存酸素等については、ダム建設前後の変化は小さいと予測される。」と記載しています。 ・なお、ご指摘を踏まえ、これまで行ってきた環境調査の結果について【大分川ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】としてとりまとめ「大分川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」とともにインターネット等により公表することとしており、その資料の11ページにご指摘があった富栄養化を含む水環境の試算結果について記載しています。 ・【大分川ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】は、検証を実施するにあたりこれまで行ってきた調査結果を現時点においてとりまとめたものですが、検証の結果、大分川ダム(案)が採用された場合は、改めて環境調査の結果を詳しく記載した資料をとりまとめ公表することとしています。
<p>・現在、大分川ダムの現場において工事用道路の法面浸食などが見受けられるが、地震や洪水が発生した場合に危険な状況になるのではないかと大変心配をしている。早めに対応して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、工事を実施するにあたって自然環境の調査結果を活用することは重要であり、大分川の河川整備にあたっては、自然環境の調査結果を活用しながら河川環境の保全に努めているところです。 ・今後の大分川の施設整備にあたっては、自然環境の調査結果を活用しながら、良好な河川環境が保全されるよう努めていきます。 ・検証対象のダム事業については、新たな段階に入らず、工事の安全確保に必要なもの等に配慮した上で、現段階を継続する必要最小限の予算が計上されています。このため、工事現場の安全対策については、現地の状況に応じて適切に対処することとしています。 ・平成23年6月の降雨によって大分川ダムの工事用道路の法面の一部が浸食されたことから、当面の措置としてシート等による被覆を行っていましたが、現在は対策工事に着手しています。今後とも現場の安全対策については、現地の状況に応じて適切に対処することとしています。

6. 関係者の意見等

表6-3-3 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方 (2)

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>大分大学 副学長 佐藤 誠治 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の大分川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 今回の大分川ダム建設事業の検証では、細目に示されている26方策の方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることができる限り幅広い治水対策案を立案し概略評価を行った上で、「大分川ダムを含む治水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価を行いました。 ・ 検証の過程で得られた知見は、将来、流域の自然環境や社会環境などの変化に応じて治水対策を進める際の参考になるものと考えています。
<p>大分工業高等 専門学校 名誉教授 特定非営利活動法人 環境 保全技術研究 所 理事長 島田 晋 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)7)環境への影響(以下略)」と規定されています。大分川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・ なお、ご指摘を踏まえ、これまで行ってきた環境調査の結果について【大分川ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】としてとりまとめ「大分川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」とともにインターネット等により公表することとしており、ご指摘があった水環境、動物、植物の調査結果等について記載しています。 ・ 今後の大分川の施設整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともにモニタリングも行っていきます。

6. 関係者の意見等

表6-3-4 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方 (3)

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>別府大学 理事・大学学 長 豊田 寛三 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な評価として、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持という各部門別に、多くの代替案などと比較検討し、さらに目的別の総合評価という行き届いた形で評価が行われており、結論は賛成である。 ・ 大分川ダムについて、住民その他でも賛成の意見が圧倒的に多い。だから、この案の推進を進めていただきたいが、地滑り等の安全性等について危惧する点があるならば、チェックが必要である。十分調査してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の大分川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 大分川ダムの建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで、地質や地すべりの専門家等の助言を得ながら、対策の必要性、対策工について検討しています。 ・ 検証の結果、大分川ダム（案）が採用された場合は、湛水に伴う地すべり対策が必要な箇所において対策工を実施することになります。 ・ また、ダム建設にあたっては、試験湛水を行うことで湛水に伴う地すべり等に対する安全性を最終的に確認することとされており、大分川ダムにおいても同様です。
<p>大分工業高等 専門学校 名誉教授 中野 昭 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いままでやったことがないようないろいろな検討を行い、考えられる案を全部配慮した上で、いくつか絞った上での有利、不利というのを判定されたということで、大変結構なことである。 ・ 大分川ダムは大分の水不足の強力な切り札になると受け止めている。 費用対効果については、治水と流水の正常な機能の維持に関する部分は盛り込まれているが、新規利水に関するメリットがベネフィットとして入っていない。今後、利水のベネフィットも考慮したマニュアルを考えて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の大分川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ ダム事業の検証にあたっては、同細目に基づき洪水調節及び流水の正常な機能の維持に関し費用対効果分析を行っていますが、新規利水の費用対効果分析については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき利水参画者が実施する事業再評価の際に整理されています。（「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」P4-72に掲載）

6. 関係者の意見等

表6-3-5 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方 (4)

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 准教授 東野 誠 氏</p>	<p>・ 今回の大分川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・ 同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)5)柔軟性 1)地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか(以下略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>大分川ダム案では、大分川ダムの洪水調節は自然調節方式としていますが、例えば、ゲートを設置し、ゲート操作を伴う洪水調節方式に操作ルールを見直すことで将来の不確実性に対応していくことは技術的に可能です。</p> <p>なお、このことについて同じ趣旨で「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」P4-69の評価軸「柔軟性」に「操作ルール見直しについては、技術的に可能である。」と記載していましたが、正確さを期すために「放流口の改造等による操作ルール見直しについては、技術的に可能である。」と修正しています。</p> <p>・ 今後の大分川の施設整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともにモニタリングも行っていきます。</p>

6. 関係者の意見等

表6-3-6 学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方 (5)

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>大分合同新聞社 コミュニケーション開発局長兼戦略室長 松尾 和行 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪中のような昔の人の知恵が入った治水対策を検討することは非常に重要である。 ・ 厳しい財政状況であることから、事業実施にあたっては、可能な限りコスト削減を要望する。 ・ 東日本大震災を受けて、大地震が襲った場合にダムは大丈夫かという不安を住民はもっており、大分川ダムの震災に対する安全性の確保について十分な配慮をお願いします。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

大分川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- (1) 意見聴取対象 : 「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取対象者 : 大分県内に在住の方
- (3) 意見聴取日 : 平成24年3月30日（金）～平成24年4月1日（日）までの3日間
- (4) 意見聴取会場 : 以下の3会場で実施
 - ・大分市野津原会場（野津原市民センター）
 - ・由布市会場（挾間健康文化センター「はさま未来館」）
 - ・大分市会場（コンパルホール）
- (5) 意見発表者 : 合計で8名からの意見
意見発表者の地域別、世代別、性別を下記に示す。

地域	人数
大分市	8人
合計	8人

世代	人数
60歳以上	8人
合計	8人

性別	人数
女性	0人
男性	8人
合計	8人

地域別 意見数

世代別 意見数

性別 意見数

- (6) 意見発表者のご意見

関係住民から頂いたご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表6-3-7～表6-3-12に示す。

6. 関係者の意見等

表6-3-7 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (1)

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象 ダム事業 等の点検	4-1-01	<p>【大分川ダムの工期について】</p> <p>・ 検討の場で、ダム建設事業は本体工事着工後、完成するまでには8年の月日を要する見込みと説明を聞いた。仮に平成24年度から本体工事が可能となった場合においても完成予定年度は平成31年度と見込まれる。基本計画どおりに29年の完成に向けて、最大限努力してほしい。</p>	<p>・ 工期の点検にあたっては、平成20年度に変更した大分川ダム基本計画の工期を対象にし、現時点までに得られている最新の知見等を踏まえ、全体工程に変更がないかを点検しました。</p> <p>・ ダム本体工事を含む残工事の工期を算定した結果、大分川ダム建設事業（河川整備計画期間内に整備する施設）は、ダム本体工事の入札公告から試験湛水の終了までに約8年かかる見込みであると考えています。</p> <p>・ これは、予断を持たずに検証を進める観点から、工期短縮などの期待的要素を含めずに算定したものです。</p> <p>・ 検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たっては早期効果発現に向けて最大限の努力をします。</p>
4. 1 検証対象 ダム等の 点検	4-1-02	<p>【大分川ダムの耐震対策について】</p> <p>・ 東北地震でのダムの被害等についてはあまり聞かないし、日本のダム建設の技術力は世界一といってもいいくらいだと思うが、周辺の方も安心できるダムを造ることが大事であるので、東北地震でのダムの被害等の情報もお知らせいただくとともに、大分川ダムの建設にあたっては安全なダムを造っていただきたい。</p> <p>・ 大地震のときに、もしダムが決壊すれば、東北地震以上の被害を被ることは明らかである。</p> <p>・ ダムの安定性について疑問がある。南海トラフによる想定地震でマグニチュード9程度の大地震が近い将来起こる可能性があると発表された。当然、かなり前に設計されていますからそういうことを考慮してないと思う。非常にこれは市民にとって大問題だと思いますので検討して頂きたいと思います。</p>	<p>・ 昨年3月の東日本大震災におけるダムの被害状況については、国土交通省のホームページにて東日本大震災の災害情報として掲載されています。 (URL:http://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_110311.html)</p> <p>・ 一般論として、ダム本体の耐震性の確保については、当該ダムの種類及び地域ごとに定められる設計震度を用いて設計を行った上で、ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、「地震時に損傷が生じたとしても、ダムの貯水機能が維持されるとともに、生じた損傷が修復可能な範囲にとどまること」についての照査を行い、必要に応じて追加対策をとるという考え方をとっています。</p> <p>・ 大分川ダムにおいても考え方は同じで、平成20年度に行った本体設計の際にダム堤体については上記の基準を満足することを確認しています。</p> <p>・ 平成24年3月31日に「南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府が設置）」により「南海トラフの巨大地震による地震分布・津波高について（第一次報告）」が発表されています。検証の結果、大分川ダム（案）が採用された場合は、これを含む最新の知見等を踏まえ、大分川ダムの耐震性について検討を行うこととしています。</p>

6. 関係者の意見等

表6-3-8 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (2)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節 の観点か らの検討	4-2-01	<p>【大分川ダムの治水効果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の度に水害を受け苦難をさせられてきた。ダム事業がこのような問題を解決し、子供たちの不安をなくせるダム建設になると確信しております。 ・大分川ダムを建設しても、下流にはそれ以外の川もある。大雨が降った場合、1時間に200mm、300mm、もし降った場合には、あのダムだけでは、到底防げないのは明らかであり、万が一を考えた時に、それ以上の被害を被るのではないかと非常に心配である。 ・2007年から2009年ごろ、大洪水が起き、鉄砲水がきた。これまで経験していないくらいの雨量が集中的にダムの上流の方で降っており、原村もいままでつかったことのない道路が冠水している。このような状況の中ダムを中止したらどうなるかと心配している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)安全度(被害軽減効果)(中略)2)目標を上回る洪水等が発生した場合どのような状態になるか(以下略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・今後の大分川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

6. 関係者の意見等

表6-3-9 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (3)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節 の観点か らの検討	4-2-02	<p>【地域社会への影響の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムを一つの核にしながら、地域振興、産業振興が興ってくるといえるのではないか、方向性が見えないまち興しの活路は、大分川ダム建設を核とした地域振興をどう図っていくかという事にかかっているのではないかなと思う。 ・地域活性化の目玉として、原村そして野津原地域の観光の目玉として期待でき、地元の経済効果も期待したいと考えている。 ・大分川ダムは治水や利水だけではなく、大分市の中心部から車で30分から40分と近いため、市民の観光資源として、総合的な娯楽の場としての機能があるのではないかなと思う。 ・ダムをつくれれば観光事業に密着するとか、推進できるとかという話もありましようけども、あの程度のダムでは、そう観光客も集まってくるとも考えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)6)地域社会への影響(中略)ロ)地域振興に対してどのような効果があるか(以下略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・評価軸「地域社会への影響(地域振興に対してどのような効果があるか)」の大分川ダム案において、「地元住民で組織する、ダム対策委員会等で、『ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興』の実現に向け取り組みを実施しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性が一方、フォローアップが必要である。」また、「付替道路等の機能補償とあわせて行われるインフラの機能向上を活用した地域振興の可能性が一方、フォローアップが必要である。」と記載しています。

6. 関係者の意見等

表6-3-10 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (4)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 6 検証対象 ダム の 総 合 的 な 評 価	4-6-01	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の場において、大分川ダム建設が最も有利とする総合評価案を、大分県をはじめとする関係地方公共団体が満場一致で支持されたことに対して、妥当な評価であったと思っている。 ・検討の場で、あらゆる代替案を検討した結果、ダム案が最も有利という結果を聞いてダム建設に明るさを感じた。 ・治水や利水あるいは流水の関係について、有識者の皆さんから多方面に検証を加えた結果が、大分川ダム建設が最も有利だという方向性については、賛意を示す。 ・検討の場において、目的を達成するためには、大分川ダムの建設以外にないという結論が出た。私どもとしては、強く当然な結果だと受け止めている。 ・検証に時間がかかりすぎで憤りを感じる。国の事業として40年、苦渋の決断を受け入れた。地元住民の不安を払拭するためにもスピード感を持ってやってほしい。 ・これまでダム工事に関わってきた地権者を含め地元住民も高齢化しており、一刻でも早く本体工事に着手していただきたいと願っており、ダムの早期完成を望んでいる。 ・検討の場を十分踏まえて、1日でも早く大分川ダム本体工事着工して頂きたい。 ・大分川ダムに関して多少の議論はあったとしても、全面的に大分川ダムの早期完成を目指していると確信しており、全国に先陣を切って大分川ダム建設が達成できるよう願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後の大分川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。 なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

6. 関係者の意見等

表6-3-11 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (5)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 6 検証対象 ダム の 総 合 的 な 評 価	4-6-01	<p>【大分川ダムの賛否に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダム以外にないという結論が出たわけですから、速やかに、事務手続きをスピード上げて取り組んで頂きたい。そして25年度の概算要求に間に合うように手続きをしていただきたい。 ・町の振興計画を立てるにしても、全てがダムの進捗によって決まると言っても過言ではなかった時代だけに、ダムの推進のために水没者を始め、多くの住民が心血を注ぎ、やっと補償基準が妥結し、一気にダムが進むという時になってダム見直しが始まり今となった。幸い2年の検討の結果、ダム建設が最も有利だという結論がでた。そのことを多くの皆さんに是非理解いただいて、野津原町の地域振興、野津原が住みよい地域にするためにも大分川ダム事業が必要だということを強く申し上げたい。 ・今のまま、この野津原の平和を持続した方が幸せではないか、ダムを造らなくても良いのであればダムを造らないほうが野津原の平和が持続されるのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後の大分川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。 なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

6. 関係者の意見等

表6-3-12 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方 (6)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対するご意見の例)	検討主体の考え方
報告書 (素案の 内容以外 に関する ご意見)	-	<p>【水道計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、ダムをつくるのであれば、水道水はダムから直接引いて、大分市に供給するとポンプアップしなくてもすむと思うのでそういう別の考え方も常にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダム建設事業の検証における利水対策案の検討は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の20ページの「新規利水の観点からの検討の進め方」に基づき検討を行っており、複数の新規利水対策案について検討を行っています。 ・なお、大分市の水道計画では、大分川ダム参画量として古国府浄水場にて新たに35,000m³/日を確保することとして、平成20年度に大分市水道事業変更の許可を厚生労働省から受けています。
	-	<p>【其他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声なき声の中には、もうダムを造らなくてもよいという声は相当ある。今さら反対ではないが、このような声もあるんだということを伝えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係住民からの意見を聴く場」で頂いた意見につきましては、検討過程の透明性を確保するために公開を原則としており、寄せられたご意見については、その論点を体系的に整理した上で論点ごとに検討主体の考えを示したものを、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書」にとりまとめ、対応方針(案)等とともに、国土交通大臣に報告することとしています。 ・また、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書」については、インターネット等により広く公表することとしています。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【大分県知事】

大分川流域では、治水面においては、平成5年9月の台風13号で死者1名、家屋の全半壊49戸、床上床下浸水3977戸の甚大な被害を受け、さらに平成9年、平成16年とたて続けに大きな被害が発生している。

利水においては、平成6年の渇水では工場などの大口需要者や小中学校等の公共機関に対して使用を制限する事態も起こっている。また、平成23年5月の渇水では大分川、大野川流域をはじめ県内各地で農業用水や上水道などに取水制限が生じる状況となり、対策の必要性について再認識した。

こうしたことから、本県は県政の重点課題として毎年、国土交通大臣に対して、大分川ダム建設事業の促進を要求してきた。

今回、大分川ダム建設事業検証の検討主体である九州地方整備局は、関係地方公共団体からなる検討の場における総合的な評価、パブリックコメント、関係住民及び学識経験者等の意見を踏まえて、報告書（原案）案には「大分川ダム建設事業の継続」との対応方針が示されており、極めて妥当な判断だと考えている。

公聴会においては、ダムの早期完成を願う多くの意見が出されている。

大洪水あるいは渇水というリスク解消のために、苦渋の選択としてダムを受け入れていただいた地元住民の方々からは、県、市に対してダムの早期完成を強く国に働きかけて欲しいとの意見をいただいている。

関係市町の首長からの意見は、大分川ダムの事業継続は妥当であるとしている。特に影響の大きい大分市は、治水・利水の観点からダムの早期完成を強く望んでいる。

今後、国においてはこれらの意見を踏まえ、早期に検証の結果を出し、一日も早いダムの完成をお願いする。

また、コストについても十分に検証し、総事業費の縮減について引き続き努力をお願いする。

6.3.4 関係利水者からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【大分市長（利水参画者）】

今回の「大分川ダム建設事業の検証に係る報告書（原案）案」では、最も有利な案は「大分川ダム」であるという結果を受け、大分市としても極めて妥当な評価と考えています。

大分市としては、市民生活の安心安全の確実な水量確保を図るため、将来的に安定した水

源確保が必要であり、大分川ダムの早期完成を強く要望いたします。

また、大分川ダム建設事業費に付きましても、より一層のコスト縮減を要望いたします。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- (1) 意見聴取対象：「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 意見聴取日：平成24年5月29日（火）
- (3) 九州地方整備局事業評価監視委員会委員

表6-3-13 九州地方整備局事業評価監視委員会委員

○ あきやま じゆいちろう 秋山 壽一郎	九州工業大学大学院工学研究院教授
いしはら すずむ 石原 進	(社)九州経済連合会 副会長
いずみ けんこ 泉 健子	鹿児島大学名誉教授
いわさ よう 巖佐 庸	九州大学大学院理学研究院教授
おさ やすろく 長 安六	佐賀大学名誉教授
こじま はるゆき 小島 治幸	九州共立大学名誉教授
さかもと まいこ 坂本 麻衣子	長崎大学大学院工学研究科准教授
◎ ひ の しんいち 日野 伸一	九州大学大学院工学研究院教授
ひめの ゆか 姫野 由香	大分大学工学部助教
みぞかみ しょうし 溝上 章志	熊本大学大学院自然科学研究科教授
やすこうち けいこ 安河内 恵子	九州工業大学情報工学研究院准教授
よしただ てつのが 吉武 哲信	宮崎大学工学部准教授

(敬称略 五十音順) ※◎印:委員長、○印:副委員長

- (4) 事業評価監視委員会の審議結果については以下に示す。

[再評価対象事業]

- ・大分川ダム建設事業

事業評価監視委員会は、審議の結果、九州地方整備局による「大分川ダム建設事業」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められており、よって、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断した。

なお、当委員会における上記判断の理由は下記の通りである。

- 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）を設置し、検討過程においては、「検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに主要な

6. 関係者の意見等

段階でパブリックコメント等を行い、大分川ダムを検証を進め、総合的な評価の結果として最も有利な案は現行計画案（大分川ダム案）であるとした点について、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備がなく、評価結果についても当委員会は妥当であると判断する。

○パブリックコメント並びに関係住民からの意見聴取では、大分川ダム建設事業を継続し、早期の完成を望む声が多い。

学識経験を有する者等の意見では、大分川ダム建設事業を継続することに否定的な意見はない。

関係地方公共団体の長である大分県知事及び関係利水者である大分市長へ意見聴取した結果では、「大分川ダム建設事業を継続することが妥当であり、早期の完成を強く要望する」と回答されている。

当委員会の判断にあたっては、以上のような意見を尊重すべきものとする。

○大分川ダム建設着手から既に25年以上が経過している。この間、水没予定地とその周辺地域の住民は、苦渋の決断の末、ダムが完成することを前提に事業の実施に協力され、ダム事業に関わる用地買収や家屋移転は完了するに至っている。

当委員会は、こうした点に対しても十分な配慮がなされるべきものとする。

○事業の投資効果（費用対効果分析）においても、基準年度である平成23年度の全体事業におけるB/Cは1.5、残事業におけるB/Cは2.9であり、また、基準年度を平成24年度とした場合の参考値でも、全体事業におけるB/Cは1.4、残事業におけるB/Cは2.9であることを確認した。